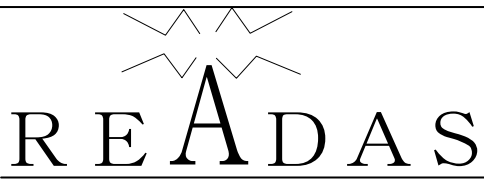


第 5574 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 上場株式等の相続税評価の見直し

Q：平成29年度の税制改正要望では、上場株式等の相続税評価の見直しが盛り込まれているとか。どのような内容になっているのですか？

A：時価の90%相当額で評価することを要望しています。

【解説】

金融庁は、相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等について、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。として、平成29年度の税制改正で上場株式等の相続税評価の見直しを要望しています。

具体的には、上場株式の相続税評価額を10%割り引いて、時価の90%相当額で評価すること、そして、相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けて、さらに評価額を割り引くこととしています。

